

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月4日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第43号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年佐賀県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(葬祭補償の額) 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>31万5,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額とする。	(葬祭補償の額) 第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、 <u>33万円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年佐賀県条例第39号)第15条に規定する葬祭補償(以下「葬祭補償」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

(葬祭補償の内払)

3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は改正前の規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの(その額が66万円未満であるものに限る。)の支払は、改正後の規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。